

# 千葉歴史の散歩道

## かそりかいづか 加曽利貝塚が特別史跡に指定！



県教育庁教育振興部文化財課 主任上席文化財主事

よしの けんいち  
吉野 健一

千葉市若葉区にある加曽利貝塚は、縄文時代の貝塚を伴う大規模な集落跡で、昭和46年3月22日に国の史跡に指定されている。史跡公園として整備され、史跡内にある加曽利貝塚博物館とともに、多くの方々に親しまれている。平成29年10月13日には、国の特別史跡に指定され、県内初の特別史跡指定として大きな話題となった。今回はこの特別史跡についてのお話である。

日本では、文化財は文化財保護法という法律で守られている。文化財には様々なカテゴリー（類型）があり、その中には、建造物のような有形文化財や、いわゆる「人間国宝」と呼ばれる無形文化財などがある。加曽利貝塚は「記念物」というカテゴリーに含まれる。文化財保護法では、それぞれのカテゴリーの中で重要なものを国が指定し保護することとしており、有形文化財の中で国が指定したものを「重要文化財（重文）」、記念物のうち遺跡関係のものを「史跡」と呼称する。

重要文化財の中で特に重要なものは「国宝」に指定されるが、平成30年4月1日現在、重要文化財と国宝は合わせて13,166件、そのうち国宝は1,110件で約8.4%にあたる。千葉県にも海獣葡萄鏡（香取神宮所蔵）、観心本尊抄、立正安国論（ともに法華経寺所蔵）、伊能忠敬関係資料（香取市所蔵）の4件の国宝がある。法華経寺の立正安国論は、鎌倉時代の僧、日蓮が鎌倉幕府執権北条時頼に建白したもので、彼自身の筆によるものである。伊能忠敬資料には伊能忠敬が全国を測量した原図や機材まで含まれる。このように、実際

の事例を見てみると、国宝のもつ歴史的な凄みが実感できる。

最初の話に戻るが、史跡の中で特に重要なもの、つまり重要文化財における国宝の位置にあるのが、特別史跡なのだ。平成30年4月1日現在、史跡と特別史跡は合わせて1,805件、そのうち特別史跡は62件で3.4%にあたり、国宝と比べて希少な存在である。国が定めている特別史跡の指定基準をみると、「史跡のうち学術上の価値が高く、わが国文化の象徴たるもの」と記されている。全国の特別史跡を見てみると、三内丸山遺跡、登呂遺跡、平城宮跡、姫路城跡といった、日本の歴史文化を象徴するような遺跡が名を連ねており、加曽利貝塚もその一員に加わったのである。

加曽利貝塚では、平成29年秋に約50年ぶりの発掘調査が行われた。今年も更なる調査が計画されており、調査の様子が公開される予定である。新しい発見が期待される加曽利貝塚の発掘調査にぜひ足を運んでみてほしい。



加曽利貝塚の断面

千葉教育 蓮 (No.650) 平成30年6月27日発行

編集・発行 千葉県総合教育センター (代表) 秋元 大輔

〒261-0014 千葉市美浜区若葉2-13 TEL043-276-1204

URL <https://www.ice.or.jp/nc>

印刷所 株式会社白樺写真工芸

〒263-0002 千葉市稲毛区山王町102-5 TEL043-423-1101